



津市告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり町の区域を変更する。

平成24年4月3日

津市長 前 葉 泰 幸



1 津市長岡町字三拾苅に編入する区域

津市長岡町字小黒800の586、800の659、字中切950の1、950の6、字小山田1186の6、1198の3、1198の7、字西裏1186の5、1198の4、1205の1から1205の4まで、1205の6、1212の7、1212の8、河辺町字長2210の10、字山籠2278の1、2278の4、2278の6、2280の3

2 津市長岡町字小黒に編入する区域

津市長岡町字中切950の7から950の10まで

3 津市長岡町字小山田に編入する区域

津市長岡町字西裏1212の3、1212の9、1212の10及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに1205の2の一部、1212の7に隣接する道路である公有地の全部

4 津市河辺町字長に編入する区域

津市河辺町字山籠2278の5、2280の6及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部